

湊川短期大学における公的研究費の不正な使用及び研究活動の不正行為の 通報（告発）窓口の設置について

湊川短期大学では、平成19年2月の文部科学省・研究費の不正対策検討会報告「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、「湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を定め、不正な使用の通報（告発）受付窓口を設置しておりましたが、平成26年8月の文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠して研究活動の不正行為の通報も受け付けることとしましたのでご報告します。

【通報（告発）窓口】

窓 口		
担 当	電 話	F A X
法人本部事務局	079-568-1381	079-568-0107

※電話による受付時間は、平日8：30～17：15です。

【対象】

公的研究費の不正な使用及び研究活動における不正行為が対象です。

【事項】

・窓口を利用して通報（告発）できる者は、本法人の教職員及びその退職者、本法人に勤務する派遣労働者、本法人の取引業者です。